

令和 7 年度

**定期監査報告書**

(第 1 期)

令和 7 年 10 月

鳥取市監査委員

## 目 次

◎定期監査報告書（第1期）	1
◎監査の概要	
都市整備部	
①都市企画課	6
②交通政策課	9
③まちなか未来創造課	11
④河川公園課	13
⑤道路課	18
⑥建築指導課	22
⑦建築住宅課	25

- (注) 1 金額は、千円単位で表示し、単位未満は切捨てとした。  
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。  
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

# 令和7年度定期監査報告書（第1期）

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の対象

### 1 対象部局

- 都市整備部 ①都市企画課  
②交通政策課  
③まちなか未来創造課  
④河川公園課  
⑤道路課  
⑥建築指導課  
⑦建築住宅課

### 2 対象期間

令和7年4月1日から7月31日まで

〔前回の定期監査対象期間  
・令和3年4月1日から8月31日まで（令和3年度実施）〕

## 第3 監査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

## 第4 監査の方法

事務の執行等に係る関係書類を通査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

## 第5 監査の期間

- 1 実施期間 令和7年9月5日から10月15日まで  
2 説明聴取 令和7年10月15日

## 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、最少の経費で最大の効果、並びに組織及び運営の合理化においても、不合理なものは確認されなかった。

改善を要する事項（指摘事項）は後述のとおりであり、必要な措置を講じられる求めることである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

## 【指摘事項】

### (都市企画課)

#### 1 屋外広告物表示許可について（その他）

屋外広告物表示の許可に関し、次の改善措置を講じられたい。

- (1) 屋外広告物表示許可の申請内容が基準に適合せず、申請の補正が不可能と判断される場合は、申請書を返却するのではなく、鳥取市行政手続条例第7条及び第8条に基づき、申請拒否の処分を文書で行うこと。
- (2) 申請拒否の処分を行う場合、不服申立ての教示事項を含めた様式を規則等で明確に定めること。

（鳥取市行政手続条例第7条・第8条、行政不服審査法第82条）

#### 2 補助金の交付目的の達成について

景観重要建造物として指定する予定の建造物への緊急的な修理経費の補助として、平成24年に鳥取市景観形成推進事業補助金が交付されている。本補助金の交付を受けた者は、建造物に対して修景計画に基づく修景を行った後、景観重要建造物の指定提案を行い、景観重要建造物の指定を受けなければならないとされ、指定を受けられない場合は補助金を返還しなければならないとされている。

しかしながら、平成30年度定期監査において注意事項として、本補助事業の目的の達成に向けて適切に対応するよう求めたにもかかわらず、本監査実施時点においても、指定の提案は一切行われていなかった。

主管課として継続的に補助事業者に進捗を確認しているところではあるが、平成24年の補助金交付以降10年以上も経過している。

当該補助金の取扱いについて、改めて方針を決定し、具体的に事務を進められたい。

（鳥取市補助金等交付規則第13条第1項・第14条第1項、鳥取市景観形成推進事業補助金交付要綱第10条）

### (交通政策課)

#### 3 一括調定について（収入）【鹿野町総合支所産業建設課・青谷町総合支所産業建設課】

指定公金事務取扱者による歳入については、会計規則に、一定期間の調定をとりまとめ、当該末日から5日以内に財務会計システムに登録することができるとされているにもかかわらず、気高循環バス使用料及び青谷バス使用料について、5日を超過して登録しているものが見られた。このことは、令和3年度の定期監査でも指摘事項としていたものであるが、改善されていなかった。適切な事務処理を徹底されたい。

（鳥取市会計規則第12条の2）

#### 4 調定について（収入）【気高町総合支所産業建設課】

前年度以前から継続して使用させている行政財産（宝木駅前駐車場）について、行政財産の使用料は鳥取市行政財産使用料条例第3条の規定により前納するものとされているが、令和7年9月初旬まで調定が遅れていた。適切な時期の事務処理を徹底されたい。

（鳥取市行政財産使用料条例第3条）

## (まちなか未来創造課)

### 5 補助金に係る事務処理について（支出）

「鳥取市補助金等交付規則」において補助金等交付基準に適合するかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等の交付決定及び額の確定をするものとされているが「鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金」について、次の不適切な事務処理が見られた。規則・要綱に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

- (1) 補助対象経費の確認に必要とされる書類の提出をさせていなかった。
- (2) 経費区分の誤り等が散見されたが交付決定をしていた。

（鳥取市補助金等交付規則第3条、第5条、鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱）

### 6 備品管理について（財産）

備品については、令和3年度の定期監査において、「備品の異動・処分について、速やかな事務処理、現物と帳簿の定期的かつ適切な照合の実施」について注意をしたところであるが、次の不適切な管理が見られた。財産規則の規定に基づき適切な備品管理を徹底されたい。

- (1) 「まちなかデジタルサイネージ」（取得価格4,895千円（税込））が備品登録されていなかった。
- (2) 帳簿価格100万円以上の物品については、毎会計年度末に現在数を会計管理者に報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。

（鳥取市財産規則第40条、第41条、第52条）

## (河川公園課)

### 7 調定について（収入）

調定に係る事務処理について、次の不適切な事例が見られた。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。

- (1) 県補助金について、令和7年度の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定をしていないものがあること。
- (2) 令和6年度から令和7年度に繰越した国庫補助金及び交付金、県補助金について、令和6年度の交付決定通知書の受領時と異なる時期に調定をしているものがあること。
- (3) 令和6年度から令和7年度に繰越した県補助金について、交付決定額と異なる額で調定をしているものがあること。

（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）

### 8 指定管理に係る事務処理について（その他）

指定管理に係る事務処理について、次の不適切な事例が見られた。令和3年度の定期監査においても、基本協定書に規定された備品使用貸借契約が締結されていないものがあったことについて、注意したところである。協定書、指定管理者制度運用マニュアル等の規定を再確認し、適切な事務処理を徹底されたい。

- (1) 千代川倉田緑地の指定管理について、基本協定書に規定された利用料金の承認がされていないこと。

- (2) 備品管理契約の締結については、部長決裁によるべきところ、課長決裁により契約を締結していたものがあったこと。
- (3) 利用料金の承認については、部長決裁によるべきところ、課長決裁により承認をしていたものがあったこと。  
(各施設基本協定書、公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱、指定管理者制度運用マニュアル)

## 9 備品の管理について（財産）

備品の管理については、令和3年度の定期監査において、実態に即した台帳の整理と定期的な照合について注意したところであるが、既に廃棄をされている備品が台帳に登録されていた。備品と台帳の確実な照合を行うとともに、財産規則の規定に則した適切な管理を徹底されたい。  
(鳥取市財産規則第40条、41条、42条)

## (道路課)

### 10 公金事務の委託について（その他）

公金事務を委託したときは、指定公金事務取扱者の住所等、地方自治法第243条の2第2項に規定された事項を告示しなければならないとされている。

道路課が所管する駐車場の料金収納を施設管理業務の一部として委託契約しているが、告示を行っていなかった。

適正な事務処理を徹底されたい。

(地方自治法第243条の2)

### 11 繰越調定について（収入）

歳入に係る現年度の繰越分については、出納閉鎖期日の翌日に繰越調定をしなければならないが、次の国庫支出金について、調定していなかった。

このことは、令和3年度の定期監査においても見られた不適切な事務処理であり、改善されていなかった。適切な事務処理を徹底されたい。

- ① 国庫支出金・国庫補助金（現年発生災害復旧事業費）
- ② 国庫支出金・交付金（社会資本整備総合交付金）

(鳥取市会計規則第18条)

### 12 公印使用について（公印）

行政財産使用許可書には総務課が所管する市長印を使用しなければならないが、道路課が所管する道路占用許可専用印を使用していた。

適切な事務処理を徹底されたい。（鳥取市公印管守規程 別表第2）

## (建築指導課)

### 13 調定について（収入）

国庫支出金及び県支出金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を

徹底されたい。

(地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条第 1 項、鳥取市会計規則第 13 条)

#### 14 繰越調定について（収入）

会計規則では、調定した歳入で、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかつたものについては、当該期日の翌日に繰越調定しなければならないことが規定されているが、次の不適切な事務処理が見られた。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。

（鳥取市会計規則第 18 条）

- (1) 令和 6 年度に交付決定され令和 7 年度に繰り越した社会資本整備総合交付金及び鳥取県震災に強いまちづくり推進事業補助金について、出納閉鎖日の翌日に繰越調定されていなかったこと。
- (2) 令和 6 年度に実施された行政代執行等に対する解体工事費等本人負担分の繰越調定を令和 7 年 4 月 1 日で繰越調定し、出納整理期間中に納付された収入を令和 7 年度の歳入として整理していたこと。
- (3) 令和 6 年度に実施された行政代執行等に対する解体工事費等本人負担分の繰越調定がなされていなかったものが見られたこと。

#### （建築住宅課）

#### 15 収入の更正について（収入）

鳥取市営住宅等の家賃等は公営住宅管理システムで管理している。このシステムと財務会計システムとは完全な連携ができないため、工夫しながら事務を執行しているところではあるが、次の不適切な運用が見られた。遅滞なく事務処理されたい。（鳥取市会計規則第 30 条第 2 項、31 条第 1 項）

##### (1) 鳥取市営住宅等と鳥取市若者向け賃貸住宅の家賃

公営住宅管理システムは区分なく整理されているが、財務会計システムでは分けて整理されている。そのため、財務会計システムでは鳥取市若者向け賃貸住宅家賃の収入済額を鳥取市営住宅等家賃の収入済額から更正する必要がある。

歳入予算額、調定額、収入済額は財務上重要な数値である。収入済額を遅滞なく更正整理されたい。

##### (2) 敷金

敷金は歳入歳出外現金として整理するが、財務会計システムの歳入歳出外現金と公営住宅管理システムとの連携がなされていない。そのため、歳計現金で収入を一時処理し、歳入歳出外現金に振替する必要があるが、適時に処理されていなかった。

歳計現金と歳入歳出外現金は主要な区分である。敷金の収入額は遅滞なく更正整理されたい。

#### 16 調定について（収入）

社会資本整備総合交付金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。調定は、地方自治法第 231 条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。

(地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条第 1 項、鳥取市会計規則第 13 条)

## 第7 監査の概要

### 都市整備部

#### ◆都市企画課

当課は、課長以下13人（うち会任2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和7年7月31日現在）

組 織		主な事務分掌	
課 長・ 課長補佐	職 員		
[都市企画課]  課 長 (本務次長)  課長補佐	[事業調整係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 2人	主 事 1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土強靭化地域計画に関すること</li> <li>○災害協定に関すること</li> <li>○国、県に対する要望に関すること</li> <li>○各種団体等との連絡調整に関すること</li> <li>○各種建設期成同盟会に関すること</li> <li>○山陰新幹線等超高速鉄道に関すること</li> <li>○指名選定委員会及び指定管理者選考委員会に関すること</li> </ul>
	[都市計画係]  主査兼係長	主 任 1人  主 事 2人  技 師 2人  事務員 (会任) 1人  盛土巡視員 (会任) 1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画マスタープランに関すること</li> <li>○都市計画審議会に関すること</li> <li>○都市計画法による建築等の制限及び許可に関すること</li> <li>○都市再生整備計画に関すること</li> <li>○景観法（景観形成条例）に関すること</li> <li>○景観形成審議会に関すること</li> <li>○街なみ環境整備事業に関すること</li> <li>○盛土規制法（盛土規制条例）に関すること</li> </ul>

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	手 数 料	土木手数料	7,776	1,703	1,648	54	96.8	屋外広告物許可申請手数料等
国庫支出金	国庫補助金	土 木 費	(6,555)	(6,555)	(0)	(6,555)	(0)	集約都市形成支援事業費(繰越)
	国庫補助金	国 庫 補 助 金	9,585	8,422	0	8,422	0	景観改善推進事業費補助金
	交 付 金	土 木 費 交 付 金	1,280	1,280	0	1,280	0	社会資本整備総合交付金
県 支 出 金	県 補 助 金	土 木 費 県 補 助 金	166	166	0	166	0	まちなみ環境整備事業費
諸 収 入	雜 入	雜 入	2,469	1	1	0	100	
市 債	市 債	土 木 債	(44,800) 156,800	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	急傾斜地崩壊対策事業等
計			(51,355) 178,076	(6,555) 11,572	(0) 1,649	(6,555) 9,922	(0) 14.3	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

#### 確認事項

- ①土木手数料 125 件 うち、指摘番号 1 に係る事項 1 件
- ②国庫支出金 3 件
- ③県支出金 1 件
- ④雑入 7 件

### (2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土 木 費	土木管理費	土木総務費	194,605	75,918	67,877	39.0	34.9	土木積算システム管理費等
	河 川 費	河川総務費	(34,611) 113,856	(0) 1,389	(0) 1,214	(0) 1.2	(0) 1.1	急傾斜地崩壊対策県営事業負担金等
	都 市 計 画 都 市 計 画 費	都 市 計 画 總 務 費	(14,827) 78,192	(11,385) 40,842	(0) 18,809	(76.8) 52.2	(0.0) 24.1	移動等円滑化促進事業費等
		街 路 事 業 費	(13,076) 49,576	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	県営街路事業負担金
計			(62,515) 436,230	(11,385) 118,150	(0) 87,901	(18.2) 27.1	(0.0) 20.2	

(注) ( ) は繰越明許費で内数

#### 確認事項

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ①旅費          | 7 件                      |
| ②需用費         | 2 件                      |
| ③委託料         | 6 件                      |
| ④使用料及び賃借料    | 2 件                      |
| ⑤負担金、補助及び交付金 | 12 件 うち、指摘番号 2 に係る事項 1 件 |

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

#### ウ 現 金

つり銭用現金をつり銭保管状況報告書と突合したところ、金額は符合し、適正に管理されていた。

## ◆交通政策課

当課は、課長以下6人（派遣を除く。）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年7月31日現在)

組 織		主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	職 員	
[交通政策課]  課 長 課長補佐	主 事 4人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活交通創生ビジョンに関すること</li> <li>○県東部地域公共交通計画に関すること</li> <li>○100円循環バスに関すること</li> <li>○乗合タクシーに関すること</li> <li>○市有償運送に関すること</li> <li>○鳥取港、鳥取空港に関すること</li> <li>○放置自転車に関すること</li> <li>○自転車駐車場に関すること</li> <li>○高校生通学費助成事業に関すること</li> </ul>
(派遣) 主 査 1人		鳥取港振興会

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

### 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

#### (1) 歳 入

(単位:千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び手数料	使 用 料	総務使用料	7,355	2,241	2,241	0	100	駐車場使用料、有償運送バス使用料等
	手 数 料	総務手数料	146	29	42	△ 13	144.8	自転車保管手数料
県支出金	県補助金	総務費 県補助金	77,314	23,200	0	23,200	0	コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金等
	交 付 金	総務費 交 付 金	300	0	0	0	-	市町村創生交付金
財産収入	財産運用 收 入	利子及び 配 当 金	333	0	0	0	-	
諸 収 入	雜 入	雜 入	0	0	0	0	-	
市 債	市 債	總 務 債	125,800	0	0	0	-	過疎対策事業債、公共交通利用促進事業債
計			211,248	25,470	2,283	23,187	9.0	

#### 確認事項

- |          |    |                   |
|----------|----|-------------------|
| ①総務使用料   | 9件 | うち、指摘番号3・4に係る事項2件 |
| ②総務手数料   | 1件 |                   |
| ③総務費県補助金 | 2件 |                   |
| ④雑入      | 1件 |                   |

#### (2) 歳出

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総務管理費	企画費	19,517	12,478	11,748	63.9	60.2	鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金等
		交通対策費	725,300	302,531	108,096	41.7	14.9	
土木費	港湾費	港湾総務費	12,575	12,405	8,382	98.6	66.7	鳥取港振興会補助金等
計			757,392	327,415	128,227	43.2	16.9	

#### 確認事項

- |              |     |
|--------------|-----|
| ①報償費         | 2件  |
| ②旅費          | 5件  |
| ③需用費         | 2件  |
| ④委託料         | 9件  |
| ⑤使用料及び賃借料    | 6件  |
| ⑥負担金、補助及び交付金 | 22件 |

## 2 財産管理事務

#### (1) 公有財産

##### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

##### イ 施設の管理

指定管理施設(鳥取市営鳥取駅高架下第1自転車駐車場及び鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場)について、基本協定書、事業計画書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

#### (2) 物品

##### ア 備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

##### イ 切手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

## ◆まちなか未来創造課

当課は、課長以下8人で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年7月31日現在)

組 織			主な事務分掌
課長・ 課長補佐	職員		
[まちなか未来創造課]  課長 課長補佐	主幹 3人	主任 2人 主事 1人	○鳥取駅周辺再整備計画の策定に関すること ○鳥取駅周辺賑わい創出事業に関すること ○まちなかデジタルサイネージの運用に関すること ○鳥取市中心市街地活性化基本計画に関すること ○遊休不動産利活用推進事業に関すること ○街なか居住推進事業に関すること ○鳥取駅前太平線再生プロジェクトに関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

### 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

#### (1) 歳 入

(単位:千円・%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	収 入 未 濟 額	収 入 率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
県支出金	県補助金	土木費 県補助金	1,066	0	0	0	-	空き家利活用推進事業補助金
財産収入	財産運用 取 収	財産貸付 入 収	1,305	1,305	0	1,305	0	弥生にぎわい拠点(パレットとつとり)土地貸付料
計			2,371	1,305	0	1,305	0	

#### 確認事項

①財産貸付収入

2件

## (2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総務管理費	企画費	10,169	7,329	3,560	72.1	35.0	街なか居住推進事業、遊休不動産利活用推進事業
商工費	商工費	商工業振興費	35,875	33,249	16,441	92.7	45.8	
土木費	都市計画費	都市計画総務費	155,437	108,548	37,997	69.8	24.4	鳥取駅前太平線賑わい創出事業
計			109,630	67,154	45,767	61.3	41.7	

### 確認事項

- ①報償費 2件
- ②旅費 5件
- ③需用費 16件
- ④役務費 4件
- ⑤委託料 10件
- ⑥使用料及び賃借料 1件
- ⑦負担金、補助及び交付金 17件 うち、指摘番号5に係る事項6件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 普通財産の貸付

普通財産の貸付について、借受申請書、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

うち、指摘番号6に係る事項1件。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

### ◆河川公園課

当課は、課長以下15人（うち会任2人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年7月31日現在)

組 織		主 な 事 務 分 掌	
課 長・ 課長補佐	職 員		
課 長 (本務次長) 課長補佐	[管理係]  (課長補佐兼) 係 長	主 事 2人  事務員 (会任) 1人	○公有財産の管理に関すること ○指定管理者業務に関すること ○殿ダム水源地域に関すること ○駐車場に関すること ○土地区画整理事業に関すること
	[河川係]  主査兼係長	主 任 1人  技 師 1人	○準用河川、普通河川等に関すること ○水質汚濁防止に関すること ○急傾斜地、砂防、治山、危険渓流対策等に関すること ○緊急内水排水対策に関すること ○排水機場、樋門等の維持管理に関すること
	[公園係]  主査兼係長	主 任 2人  技 師 1人	○都市公園及び公共空地等に関すること ○指定管理者業務に関すること ○緑のまちづくりの推進に関すること ○鳥取市協働による芝生化の取組に関すること ○ディスカバー湖山池に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

### (1) 一般会計

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

#### ア 嶸 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使 用 料 及 び 手 数 料	使 用 料	土木使用料	6,154	4,715	4,529	185	96.1	公園使用料、駐車場 使用料等
		総務手数料	0	2	2	0	100	証明手数料
国庫支出金	国庫補助金	総務費 国庫補助金	4,888	0	0	0	-	物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金
		災害復旧費 国庫補助金	(115,467) 115,467	(115,467) 115,467	(0) 0	(115,467) 115,467	(0) 0	公共土木施設災害復 旧費補助金
	交 付 金	土木費 交付金	(189,874) 264,124	(189,874) 189,874	(0) 0	(189,874) 189,874	(0) 0	社会資本整備総合交 付金
県 支 出 金	県補助金	土木費 県補助金	(35,150) 51,200	(35,150) 35,150	(0) 0	(35,150) 35,150	(0) 0	単県小規模急傾斜地 崩壊対策事業費補助 金
	県委託金	土木費 委託金	1,043	0	0	0	-	県道、河川管理道等 管理費委託金
財 産 収 入	財 産 運 用 取 収	財産貸付 收入	0	3	3	0	100	普通財産貸付料
		利子及び 配当金	173	0	0	0	-	殿ダム水源地域対策 基金積立金利子
繰 入 金	繰 入 金	基金繰入金	4,106	0	0	0	-	殿ダム水源地域対策 基金繰入金
諸 収 入	受 託 事 業 受 収	樋門管理受 託事業収入	47,722	6,952	3,966	2,986	57.0	樋門管理受託事業収 入
	雜 入	雜 入	2,682	50	37	13	73.8	コミュニティ事業助 成金等
市 債	市 債	土木債	(315,100) 743,900	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	河川整備事業債、公 園整備事業債等
		災害復旧債	(159,800) 159,800	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	過年発生災害復旧事 業債
計			(815,392) 1,401,260	(340,492) 352,216	(0) 8,538	(340,492) 343,678	(0) 2.4	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

#### 確認事項

- ①土木使用料 4 件
- ②総務手数料 1 件
- ③災害復旧費国庫補助金 1 件 うち、指摘番号 7 に係る事項 1 件
- ④土木費交付金 1 件 うち、指摘番号 7 に係る事項 1 件
- ⑤土木費県補助金 1 件 うち、指摘番号 7 に係る事項 1 件
- ⑥財産貸付収入 1 件
- ⑦樋門管理受託事業収入 1 件
- ⑧雑入 2 件

イ 島 出

(単位 : 千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
衛 生 費	他会計繰出	水道事業会計へ繰出	9,140	0	0	0	0	水道事業会計繰出金
土木費	土木管理費	土木総務費	63,518	36,180	22,481	57.0	35.4	段ダム対策費等
	河川費	河川総務費	(158,260) 657,838	(121,843) 269,607	(54,041) 90,996	(77.0) 41.0	(34.1) 13.8	治水対策事業費、普通河川改良事業費等
	都市計画費	都市計画総務費	38,142	14,247	13,078	37.4	34.3	緑化推進事業費等
		都市公園整備費	(386,039) 543,849	(342,983) 395,258	(15,775) 15,775	(88.8) 72.7	(4.1) 2.9	公園整備事業費等
		公園管理費	336,484	307,530	124,298	91.4	36.9	都市公園等管理費等
	他会計繰出	土地区画整理費特別会計へ繰出	34,763	0	0	0	0	土地区画整理費特別会計繰出金
災害復旧費	災害復旧費	公共土木災害復旧費	(281,256) 281,256	(134,349) 134,349	(96,445) 96,445	(47.8) 47.8	(34.3) 34.3	過年発生災害復旧費
計			(825,555) 1,964,990	(599,176) 1,157,174	(166,262) 363,075	(72.6) 58.9	(20.1) 18.5	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

確認事項

- ①需用費 16件
- ②役務費 1 件
- ③委託料 40件
- ④使用料及び賃借料 4 件
- ⑤工事請負費 20件
- ⑥備品購入費 3 件
- ⑦負担金、補助及び交付金 10件

## (2) 土地区画整理費特別会計

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、適正に処理されていた。

### ア 嶸 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
繰 入 金	一般会計 繰 入 金	一般会計 繰 入 金	34,763	0	0	0	-	一般会計繰入金
繰 越 金	繰 越 金	繰 越 金	0	1,658	1,658	0	100	前年度繰越金
諸 収 入	保 留 地 保 払 下 収 入	保 留 地 保 払 下 収 入	7,285	0	0	0	-	千代水第二地区保留地払下収入
	雜 入	雜 入	13	10	10	0	100	保留地貸付料
計			42,061	1,669	1,669	0	100.0	

### 確認事項

- ①雑入 1件

### イ 嶸 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
区画整理費	千代水第二 土地区画 整 理 費	区画整 理 事 業 費	7,297	124	124	1.7	1.7	保留地処分事務費
公 債 費	公 債 費	元 金	32,441	0	0	0	0	長期借入金元金償還金
		利 子	2,322	0	0	0	0	長期借入金利子償還金
予 備 費	予 備 費	予 備 費	1	0	0	0	0	予備費
計			42,061	124	124	0.3	0.3	

### 確認事項

- ①需用費 1件
- ②委託料 1件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

イ 公園施設の設置等

公園施設の設置及び管理について一部抽出し、設置及び管理許可申請書、設置及び管理許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

ウ 公園の占用

公園の占用について一部抽出し、占用許可申請書、占用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

エ 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、貸付契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

オ 施設の管理

指定管理施設について一部抽出し、基本協定書、年度協定書、業務報告書等関係書類等を通査したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号8に係る事項9件。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号9に係る事項3件。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を窓合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

## ◆道路課

当課は、課長以下39人（うち会任6人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年7月31日現在)

組 織		主な事務分掌	
課 長・ 課長補佐	職 員		
課 長 (本務次長、道 路管理センタ 一所長)	[管理係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 1人	主 任 1人	○市道認定（新規・変更・廃止）に関するこ と
		主 事 3人	○統合型G I Sシステムに関するこ と
	[保全係]  主査兼係長  主 幹 1人	技 師 1人	○道路台帳整備等に関するこ と
		事務員 (会任) 2人	○事故賠償・施設事故賠償に関するこ と
		主 任 1人	○除雪業務に関するこ と
課長補佐	[維持係]  主査兼係長  主 幹 1人	主 事 1人	○市道等占用許可事務に関するこ と
		技 師 2人	○開発行為に関する協議・検査に関するこ と
	[改良係]  主査兼係長  主 幹 1人	事務員 (会任) 1人	○道路改修事業に関するこ と
		主 任 1人	○市道施設（橋梁、トンネル）の工事に関するこ と
		技 師 1人	○バリアフリ一点検に関するこ と
[道路管理セ ンター]	[改良係]  主査兼係長  主 幹 1人	技 師 2人	○公共土木施設災害復旧事業に関するこ と
		事務員 (会任) 1人	○通学路に関するこ と
	[道路管理セ ンター]  副所長 1人  主 幹 3人	主 任 5人 ※1	○調査設計及び工事監督に関するこ と
		技 士 2人	○補助事業の許認可申請に関するこ と
		事務員 (会任) 2人	○公共土木施設災害復旧事業に関するこ と
			○所管事業に係る用地取得等に関するこ と
			○道路パトロールに関するこ と
			○道路維持・補修に関するこ と
			○除雪に関するこ と
			○不法投棄物等の点検管理に関するこ と
			○動物死体回収に関するこ と

※1 うち2人は再任用

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	使 用 料	土木使用料	67,937	40,432	39,252	1,179	97.1	道路占用料等
	手 数 料	総務手数料	96	22	22	0	100	土地境界立会証明手数料等
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	19,850	19,850	0	19,850	0	新しい地方経済・生活環境創生交付金
		災害復旧費国庫補助金	(467,954) 851,198	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) 0	公共土木施設災害復旧費補助金等
	交 付 金	土 木 費 交 付 金	(191,058) 677,837	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	社会資本整備総合交付金
諸 収 入	雜 入	雜 入	3,150	28	28	0	100	自動車損害賠償保険金等
市 債	市 債	土 木 債	(169,100) 677,400	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	地方道路整備事業等
		災害復旧債	(254,600) 480,700	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	災害復旧事業
計			(1,082,712) 2,778,168	(0) 60,333	(0) 39,303	(0) 21,029	(-) 65.1	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

### 確認事項

- ①土木使用料 42 件 うち、指摘番号 10 に係る事項 1 件
- ②総務手数料 25 件
- ③総務費国庫補助金 1 件
- ④災害復旧費国庫補助金 1 件 うち、指摘番号 11 に係る事項 1 件
- ⑤土木費交付金 1 件 うち、指摘番号 11 に係る事項 1 件
- ⑥雑入 4 件

## (2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土 木 費	道 路 橋 梁 費	道 路 橋 梁 總 務 費	9,402	5,962	1,177	63.4	12.5	事務費等
		道 路 維 持 費	(3,568) 930,943	(3,202) 366,458	(0) 139,274	(89.8) 39.4	(0) 15.0	職員費、道路補修業 務・工事費・緊急修 繕委託等
		道 路 新 設 改 良 費	(369,746) 1,314,441	(289,952) 425,279	(80,581) 85,679	(78.4) 32.4	(21.8) 6.5	道路改修工事費等
		交 通 安 全 施 設 事 業 費	19,292	125	125	0.7	0.7	交通安全施設設置工 事費等
災害復旧費	災害復旧費	公 共 土 木 災害復旧費	(748,595) 1,408,075	(580,871) 760,007	(246,419) 317,693	(77.6) 54.0	(32.9) 22.6	道路改修工事費等
計			(1,121,909)	(874,025)	(327,000)	(77.9)	(29.1)	
			3,682,153	1,557,833	543,950	42.3	14.8	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

### 確認事項

- ①需用費 16 件
- ②役務費 5 件
- ③委託料 32 件
- ④使用料及び賃借料 13 件
- ⑤工事請負費 11 件
- ⑥原材料費 3 件
- ⑦備品購入費 1 件
- ⑧負担金、補助及び交付金 1 件
- ⑨補償、補填及び賠償金 1 件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。うち、指摘番号 12 に係る事項 1 件。

#### イ 道路の占用許可

道路の占用許可について一部抽出し、占用許可申請書、占用許可等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を窓合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

つり銭用現金をつり銭保管状況報告書と突合したところ、金額は符合し、適正に管理されていた。

エ 公 印

保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## ◆建築指導課

当課は、課長以下16人（うち会任2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年7月31日現在)

組 織		主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	職 員	
[建築指導課]	<p>[審査係] (主査兼) 係 長 総括主査1人 主 幹 1人</p> <p>建築確認申請受付事務 (会任) 1人</p>	<p>○建築物、工作物及び建築設備の建築確認、計画通知の審査・検査に関すること ○建築基準法の許可・認定及び承認に関すること ○長期優良住宅、低炭素建築物の認定に関すること ○建築審査会に関すること ○鳥取市福祉のまちづくり推進事業に関すること ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のうち特定建築物の認定等に関すること</p>
課 長 (本務次長)	[建築指導係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1人	<p>○建築行政指導及び相談に関すること ○特殊建築物及び建築設備の防災指導及び定期報告に関すること ○違反建築物の指導取締りに関すること ○鳥取市耐震改修促進計画に関すること ○住宅・建築物耐震改修等事業に関すること ○道路位置指定、変更及び廃止に関すること ○がけ地近接等危険住宅建替え事業に関すること ○土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替え事業に関すること</p>
参 事 (空家対策担当)		
参 事 (開発指導担当)		
課長補佐	<p>[空家対策係] (参事兼) 係 長</p> <p>主 任 1人 主 事 1人 事務員 (会任) 1人</p>	<p>○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置に関すること ○特定空家等の所有者に対する指導、勧告、命令及び代執行に関すること ○危険空家の相談、現地調査及び所有者等調査に関すること ○空家等の除却支援事業に関すること ○空家情報バンク、相談窓口に関すること</p>

[開発指導係] (参事兼) 係長	主 事 1人 技 師 1人	○開発審査会に関すること ○都市計画法に係る違反建築物等の監督処分に関すること ○市街化調整区域の建築許可に関すること ○開発行為の許可、完了検査に関すること
------------------------	------------------	--

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	手 数 料	総務手数料	120	52	49	2	94.9	証明願、開発登録簿原本証明の手数料
		土木手数料	7,800	2,221	2,024	197	91.1	建築確認申請手数料 開発行為許可申請手数料
国庫支出金	国庫補助金	土 木 費 国庫補助金	6,525	0	0	0	-	建築指導費補助金 建築指導費交付金
	交 付 金	土 木 費 交 付 金	(62,882)	(0)	(0)	(0)	(-)	
県 支 出 金	県 極 助 金	土 木 費 県 極 助 金	(13,018)	(0)	(0)	(0)	(-)	建築指導費補助金
			54,648	0	0	0	-	
諸 収 入	雜 入	雜 入	1,740	9,908	5,511	4,397	55.6	緊急措置に対する修繕費本人負担分及び滞納督促手数料等【空家対策事業費】
計			(75,900)	(0)	(0)	(0)	(-)	
			246,285	12,182	7,585	4,597	62.3	

(注)( )は繰越明許費で内数。

### 確認事項

- ①総務手数料 1 件
- ②土木手数料 2 件
- ③土木費国庫補助金 1 件 うち、指摘番号 13 に係る事項 1 件
- ④土木費交付金（国庫） 1 件 うち、指摘番号 13 に係る事項 1 件  
指摘番号 14 に係る事項 1 件
- ⑤土木費県補助金 3 件 うち、指摘番号 13 に係る事項 3 件  
指摘番号 14 に係る事項 1 件
- ⑥雑入 1 件 うち、指摘番号 14 に係る事項 1 件

(2) 歳 出

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土木費	土木管理費	建築指導費	(85,027)	(8,456)	(0)	(9.9)	(-)	職員費、事務費等
			412,656	103,326	49,844	25.0	12.1	
	都市計画費	都 市 計 画 總 務 費	632	160	149	25.4	23.6	開発審査会委員報酬、事務費等
計			(85,027)	(8,456)	(0)	(9.9)	(-)	
			413,288	103,487	49,993	25.0	12.1	

(注)( )は繰越明許費で内数。

確認事項

- ①旅費 1件
- ②委託料 3件
- ③使用料及び賃借料 2件
- ④負担金、補助及び交付金 15件

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

該当なし。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を窓合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

#### ウ 公 印

保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。

### ◆建築住宅課

当課は、課長以下27人（うち会任5人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和7年7月31日現在）

組 織		主 な 事 務 分 掌	
課 長・ 課長補佐	職 員		
[建築住宅課]  課 長 課長補佐 2人	[住宅係]  (課長補佐兼) 係 長	主 任 1人 主 事 3人 滞納家賃 徴 収 員 (会任) 3人  事務員 (会任) 1人	○住宅政策、住宅の管理全般に関すること ○課内の庶務、予算・決算に関すること ○市営住宅の悪質滞納者の訴訟に関すること ○市営住宅の家賃の決定・収納・徴収に関すること ○管理代行県営住宅の管理及び家賃の徴収に関すること ○住宅管理システムに関すること ○定期借地権付土地分譲事務に関すること ○住宅セーフティーネット事業に関すること ○サービス付き高齢者向け住宅事業に関すること ○家賃証明書等の諸証明に関すること
	[住宅建設係]  (課長補佐兼) 係 長	主 任 1人 技 師 2人  事務員 (会任) 1人	○施設の建設全般に関すること ○市有建物（主に市営住宅等）の營繕及び評価に関すること ○市営住宅・管理代行県営住宅・共同施設の修繕・保守管理に関すること ○公営住宅等ストック総合改善事業に関すること ○市営住宅管理業務等の民間委託に関すること ○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録審査に関すること
	[施設建設係]  (主査兼) 係 長 主 幹 2人	主 任 2人 技 師 2人	○市有建物（主に市営住宅等及び教育委員会に属するものを除く）の營繕及び評価に関すること ○東部広域行政管理組合所有建物の營繕に係る設計、施工監理に関すること
	[学校建設係]  係 長 主 幹 1人	主 任 1人 技 師 2人	○市有建物（主に教育委員会に属するもの）の營繕及び評価に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	使 用 料	土木使用料	393,717	205,097	104,207	100,889	50.8	市営住宅等家賃 駐車場使用料等
	手 数 料	総務手数料	30	8	8	* 0	93.2	各種証明書発行 手数料
国庫支出金	交 付 金	土木費 交付金	138,779	0	0	0	-	社会資本整備総合 交付金
県支出金	県補助金	土木費 県補助金	10,379	0	0	0	-	住宅セーフティ一 ネット補助金
	委 託 金	土木費 委託金	9,936	9,800	5,563	4,237	56.8	県営住宅管理費
財産収入	財産運用 取 収	財産貸付 入 収	4,710	1,246	1,021	224	82.0	市営住宅等土地 貸付料
諸 収 入	雜 入	雜 入	11,546	2,423	4,731	△ 2,307	195.2	市営住宅等退去修 繕等
市 債	市 債	土 木 債	200,700	0	0	0	-	公営住宅建設事業 債
計			769,797	218,576	115,531	103,044	52.9	

(注) 「\*」は、1,000円未満の金額を表す。

#### 確認事項

- ①土木使用料 7件 うち、指摘番号15に係る事項1件
- ②総務手数料 3件
- ③土木費交付金 1件 うち、指摘番号16に係る事項1件
- ④土木費委託金 1件
- ⑤財産貸付収入 4件
- ⑥雜 入 2件 うち、指摘番号15に係る事項1件

### (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	総務管理費	財産管理費	30,763	12,644	4,000	41.1	13.0	定期借地権付土地 分譲事業費
	住 宅 費	住宅管理費	307,863	114,134	79,029	37.1	25.7	市営住宅維持管理 事務費、管理代行 県営住宅管理費等
土木費		公営住宅 建 設 費	342,648	2,774	2,248	0.8	0.7	市営住宅長寿命 化対策費
計		681,274	129,552	85,277	19.0	12.5		

#### 確認事項

- ①旅 費 1件
- ②需用費 15件
- ③役務費 2件
- ④委託料 14件
- ⑤使用料及び賃借料 4件
- ⑥負担金、補助及び交付金 6件
- ⑦補償、補填及び賠償金 2件

## 2 収入事務

### (1) 市営住宅使用料

#### ア 収入未済の状況

収入未済の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区分		令和7年度（7月末現在）				
		調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (A)-(B)-(C)	収納率 (B)/(A)
現年度分	家賃分	123,200	98,452	0	24,747	79.9
	若者向け賃貸住宅使用料	1,988	0	0	1,988	-
	駐車場使用料	3,629	2,766	0	862	76.2
	電柱等使用料	731	614	0	117	84.0
	小計	129,549	101,833	0	27,715	78.6
滞納分	家賃分	74,569	2,330	0	72,238	3.1
	駐車場使用料	978	42	0	935	4.4
	小計	75,547	2,373	0	73,174	3.1
計		205,097	104,207	0	100,889	50.8

#### イ 徴収の状況

総合支所分を含め月初に調定を行い、納付書を発送している。納期は月末とし、未納者に対し翌月の中旬頃（納期より20日前後）に督促状を発送し、会計年度任用職員3名による電話での督促や訪問徴収等に努めていた。

## 3 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用

許可書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

イ 普通財産

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

つり銭用現金をつり銭保管状況報告書と突合したところ、金額は符合し、適正に管理されていた。

エ 公 印

保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。